

平成 27 年度環境省・原子力規制関係予算のポイント

— 東日本大震災からの復興、原子力規制・防災体制の充実 —

環境委員会調査室 中野 かおり

はじめに

環境省の平成 27 年度予算は、前年度当初予算（8,042 億円）から 15%増の 9,286 億円となった。前年度に引き続き東日本大震災からの復興が最大の課題であり、特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染土壌等の除染の推進、中間貯蔵施設の整備、汚染廃棄物の処理等に重点的に予算が計上されている。また、循環型社会の構築、気候変動への対策、生物多様性の保全という従来から環境省が取り組んできた課題に加えて、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた環境対策等を中心に施策を展開していくこととしている。

一方、原子力規制委員会及び内閣府に計上されている原子力規制・防災対策に関する平成 27 年度予算は、前年度当初予算（758 億円）から 6%減の 713 億円となった。大震災から約 4 年が経過し、福島県内のオフサイトセンターなどの施設整備が一段落する一方、原子力規制委員会による新規制基準に係る適合性審査が進んでいることを踏まえ、審査や研究等を行う人員の増員確保を図るとともに、原子力規制の改善や原子力防災対策などについても重点的に取り組むこととしている。

本稿では、平成 27 年度の環境省・原子力規制関係予算について、平成 26 年度補正予算にも触れつつ、最近の政策の動向を踏まえながら、その概要を説明したい。

1. 環境省予算の概要

環境省予算は、三つの会計から構成されており、平成 27 年度予算は、一般会計に 2,511 億円（対前年度比 101%）、エネルギー対策特別会計に 1,148 億円（同 101%）¹、東日本大震災復興特別会計に 6,636 億円（同 123%）²がそれぞれ計上され、総額で 9,286 億円となった。環境省は、平成 27 年度の重点施策として、①東日本大震災からの復興と震災の教訓を踏まえた防災・減災、②新たな時代の循環共生型の地域社会の構築、③我が国の実績ある環境政策、環境技術の海外需要を捉えた国際展開、④オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた取組という四つの柱を掲げ、その実現に向け、予算要求を重点的に行っている。

また、平成 27 年 2 月 3 日に成立した平成 26 年度補正予算では、復旧・復興と震災の教訓を踏まえた防災・減災対策に 1,705 億円、循環共生型の地域社会の構築に 458 億円など、総額 2,177 億円が計上されている（表 1 参照）。

¹ エネルギー対策特別会計では、地球温暖化対策や福島県の健康管理に関する施策を実施している。

² 復興庁予算として一括計上され、環境省が執行している。

表 1 平成 27 年度環境省予算の概要

【一般会計】				
	平成26年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	平成27年度	
			予算案	対前年比
(非公共)	億円	億円	億円	
一般政策経費	925	376	930	101%
エネルギー対策特別会計へ繰入	1,008	0	1,008	100%
計	1,933	376	1,938	100%
(公共)	563	283	573	102%
合 計	2,496	659	2,511	101%

【エネルギー対策特別会計】				
	平成26年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	平成27年度	
			予算案	対前年比
エネルギー対策特別会計	億円 1,140 ※(108)	億円 0	億円 1,148 (117)	101%
うち、エネルギー需給勘定	1,116	0	1,125	101%
電源開発促進勘定	23	0	23	98%

小 計				
	平成26年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	平成27年度	
			予算案	対前年比
一般会計＋エネルギー対策特別会計 (除く、エネルギー対策特別会計へ繰入)	億円 2,628	億円 659	億円 2,650	101%

【東日本大震災復興特別会計】				
	平成26年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	平成27年度	
			予算案	対前年比
東日本大震災復興特別会計 (復興庁一括計上)	億円 5,414	億円 1,518	億円 6,636	123%

合 計				
	平成26年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	平成27年度	
			予算案	対前年比
合 計	億円 8,042	億円 2,177	億円 9,286	115%

※上段（ ）は、エネルギー対策特別会計の剰余金等であり、内数である。

(注) 四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

(出所) 環境省資料

(1) 東日本大震災からの復興と防災・減災

ア 除染の着実な推進

東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染については、「放射性物質汚染対処特措法」³において、国が除染実施計画を策定して除染を実施する「除染特別地域」と、市町村が汚染状況を調査し、除染実施計画を策定した上で、国の予算措置の下、市町村が除染を実施する「汚染状況重点調査地域」に分かれて規定されている⁴。平成 27 年度は、「除染特別地域」における作業がピークを迎えることに加えて、各市町村でも除染の実施体制が整備さ

³ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号)

⁴ 汚染状況重点調査地域として指定されている市町村は、99 市町村である(平成 26 年 11 月時点)。

れ、今後更に除染が加速化することが見込まれるため、前年度当初予算（2,582 億円）から約 1.6 倍の 4,153 億円が計上され、過去最高額の平成 25 年度当初予算（4,978 億円）に次ぐ予算額となっている。

その内訳を見てみると、国直轄の「除染特別地域」に係る予算として、生活圏の除染の推進に 676 億円、除去土壌等の減容化・仮置きに 1,679 億円、除染実施後の放射線量の監視に 14 億円が計上されたほか、「汚染状況重点調査地域」など地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置に 1,760 億円が計上されるなどしている。

イ 中間貯蔵施設の整備

福島県内での除染で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物⁵を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の建設をめぐり、当初、政府と福島県、建設候補地の大熊町、双葉町での交渉が難航していた。その後、政府が用地の買取りに加えて土地の所有権をそのまま残すことができる地上権の設定も選択肢とすることや、生活再建策・地域振興策に活用できる総額 3,010 億円の新規かつ追加的な財政措置を講じる方針を掲げたことなどを受け、平成 26 年 9 月に、佐藤福島県知事（当時）が中間貯蔵施設の建設受入れの容認を表明し、大熊町及び双葉町も福島県知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承するとした。これを受け、政府は、平成 27 年 1 月の中間貯蔵施設の供用開始に向けて取組を進めてきたが、2 千名を超える地権者との交渉が難航している。そのため、当初の目標を延期し、大震災から 5 年目を迎えるまでには、パイロット（試験）輸送による土壌等の搬入開始を目指すこととした⁶。

中間貯蔵施設の整備にかかる予算は、758 億円と平成 26 年度からの繰越予定額の 450 億円を合わせて、実質的には 1,200 億円が計上された。また、前述の総額 3,010 億円の財政措置のうち、生活再建策・地域振興策として活用できる極めて自由度の高い交付金として「中間貯蔵施設等に係る交付金」が創設された⁷。同交付金は、中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するため、風評被害対策や生活空間の維持・向上のための事業に利用される予定である⁸。

ウ 指定廃棄物の処理

福島県以外の 5 県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）では、現在も除染で出た廃棄物の焼却灰、下水汚泥、稲わらなどの「指定廃棄物」⁹を分散して一時

⁵ 福島県内で発生した①仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物（落葉・枝等）、②10 万 Bq（ベクレル）/kg を超える放射能濃度の焼却灰等を中間貯蔵施設に貯蔵することとしている。

⁶ 『中間貯蔵施設への搬入開始見通しについて』2015.1.16 付け望月環境大臣談話
(<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h27/s0116.html>)

⁷ 平成 26 年度補正予算に 1,500 億円が計上され、そのうち 850 億円については大熊町及び双葉町に直接交付される。

⁸ そのほか、平成 26 年度復興庁補正予算に原子力災害からの福島復興交付金として 1,000 億円が計上されるとともに、平成 27 年度経済産業省予算から今後 30 年間にわたり、電源立地地域対策交付金を毎年度 17 億円増額し、総額 510 億円増額することとされた。

⁹ 「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、放射性物質による汚染状態が 8,000Bq（ベクレル）/kg を超えるものは「指定廃棄物」とし、国がその処理を行うこととされている。

保管している状況が続いており、その処理が喫緊の課題となっている。そのため、「放射性物質汚染廃棄物処理事業」に 1,387 億円（対策地域内廃棄物処理事業を含む）を計上し、指定廃棄物の集約処理のための施設を整備することとしている。政府は、各県に指定廃棄物の処理場を建設する方針を示しており¹⁰、平成 26 年 1 月に、宮城県の栗原市、大和町、加美町の 3 か所を、同年 7 月に、栃木県の塩谷町の 1 か所を候補地として提示した。しかし、地元住民が最終処分場の建設に強く反対しており、実際に、建設受入れを容認した地域はなく、今後も地元自治体との調整が難航することが予想される。

エ 巨大災害時の廃棄物処理体制の整備

首都直下地震や南海トラフ巨大地震など、近い将来、東日本大震災を上回る規模の災害が発生することが懸念されていることから、防災対策の徹底を図るとともに、大規模災害時に発生する膨大な量の災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する体制を整備することが求められている。

そこで、環境省は平成 25 年 10 月に「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」を設け、平成 26 年 3 月には、巨大災害発生時の取組の基本的な方向性を示す「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」と題する中間取りまとめを行った。同グランドデザインの具体化等を図り、大規模災害時における災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化及び災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設を整備するための費用として、「大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業」に 9.5 億円、平成 26 年度補正予算に 205 億円が計上された。

なお、第 189 回国会に、大規模災害時に円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を確保するための指針の策定、国の代行措置等の特別措置の整備等を主な内容とする「災害対策基本法¹¹及び廃棄物処理法¹²の一部を改正する法律案」（仮称）の提出が検討されている。

（２）循環型社会の構築

ア 循環共生型の地域社会の構築

地方公共団体における低炭素地域づくりを支援する先導的「低炭素社会・循環・自然共生」地域創出事業（グリーン・パートナーシップ事業）に平成 26 年度と同額の 53 億円が計上された。また、環境省が平成 27 年度の重点施策の一つとして掲げている新たな時代の循環共生型の地域社会の構築という考え方にに基づき¹³、新規事業として「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業に 3.5 億円を計上

¹⁰ 国は、指定廃棄物の発生量が多く保管がひっ迫している宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の上 5 県に対して、最終処分場等の候補地選定の協力を要請している。

¹¹ 「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）

¹² 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）

¹³ 具体的には、人口急減・超高齢化という課題に対して、地域創生という観点から、環境保全と同時にその取組を起爆剤とした地域経済の活性化を目指し、地域ごとに異なる自然、都市・農村といった地域の個性に合わせた、自然と共生する循環共生型の地域社会の構築を進めることを目指している。

し、20 地域程度の地域について、低炭素・循環・自然共生地域の創生と地域・経済等活性化を実現するための具体的な「モデル地域創生プラン」の策定を支援するとともに、同プランに対する今後 5 か年の支援策を取りまとめることとしている。

イ 廃棄物処理関係

1990（平成 2）年代以降にダイオキシン類対策のために市町村等が整備した一般廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力不足¹⁴や事故リスクの増大が懸念されている。また、市町村からは 1,200 億円程度の財政支援の要望が出ており¹⁵、引き続き十分な予算を確保するとともに、戦略的に施設整備を支援していくことが求められている（図 1 参照）。

こうしたことを背景に、一般廃棄物処理施設の更新・改良・改造に要する費用の 3 分の 1 又は 2 分の 1 を補助する「循環型社会形成推進交付金（浄化槽分を除く）」に平成 26 年度（445 億円）を上回る 481 億円、平成 26 年度補正予算に 283 億円が計上されるとともに、前述の「大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業」の内数としても廃棄物処理施設の整備のための費用が計上されている。

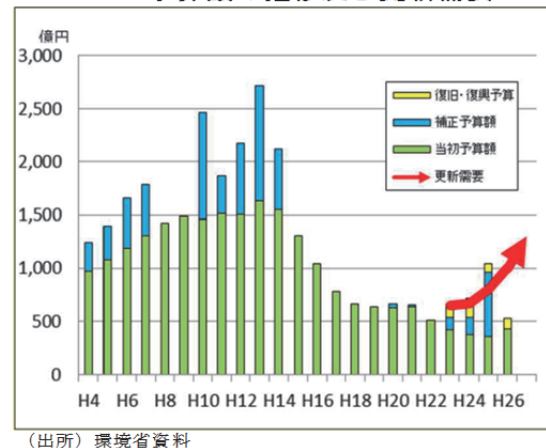
そのほか、廃棄物処理関係の事業としては水銀の取扱いが課題となる。平成 25 年 10 月の外交会議で「水銀に関する水俣条約」が採択されたことにより¹⁶、これまで有価物として取引されてきた水銀を中長期的に廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定される。そこで、水銀廃棄物の処理方法を確立し、環境上適正な管理を確保すること等について検討するための費用として、1.4 億円が計上されている。

また、第 189 回国会に、「水銀に関する水俣条約」の国内担保措置を講じるため、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」（仮称）及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が提出される見通しである。

ウ リサイクル関係

「都市鉱山」と呼ばれている使用済小型電子機器等に含まれるレアメタルや貴金属の回収量の拡大・リサイクルの効率化を図るための事業に 3 億円、平成 26 年度補正予算に 4 億円が計上されている。また、近年、使用済家電・小型家電が海外へ不正に輸出・処理されることにより、環境汚染・健康被害を引き起こしている実態を踏まえ、廃棄物処理法や各種リサイクル法に基づく適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視の強化のための費用として 4,800 万円が計上されている。

図 1 一般廃棄物処理施設に係る
予算額の推移及び更新需要



¹⁴ 一般廃棄物処理施設の耐用年数はおおむね 20 年程度であるが、平成 24 年度末時点で約半数の施設が築 20 年を超えている。

¹⁵ 循環型社会形成推進交付金に係る緊急要望について（公益社団法人全国都市清掃会議、平 26. 11. 7）

¹⁶ 同条約は、50 か国の締結後 90 日で発効することとされており、国連環境計画（UNEP）は 2015 年から 2016 年の条約発効を目指している。

なお、各種リサイクル法については、各法の見直し規定に基づき相次いで審議会で議論が行われている。「食品リサイクル法」¹⁷及び「家電リサイクル法」¹⁸については、審議会における意見具申の結果、両法ともに法改正は行わず、基本方針の改定や回収目標率（仮称）の設定など、運用の改善が図られることとなった。また、「容器包装リサイクル法」¹⁹は、様々な利害関係者から意見が出されており、現在も審議会における検討が続けられている。そのほか、「自動車リサイクル法」²⁰については、平成 26 年 8 月から、見直しに向けた議論での審議会が開始され、現在、関係団体からの意見聴取が行われている。さらに、「廃棄物処理法」は、前回改正（平成 23 年 4 月）から施行 5 年経過後の見直し規定があることから、今後審議会での議論が行われる可能性がある²¹。

エ 改正鳥獣保護法

近年、ニホンジカやイノシシなどによる自然生態系や農林水産業への被害が深刻化している。これを受け、平成 25 年に環境省と農林水産省が共同で取りまとめた「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、ニホンジカとイノシシの個体数を 10 年後（平成 35 年度）までに半減することを目指すとしている。また、平成 26 年に「鳥獣保護法」²²が改正され、「鳥獣保護管理法」²³と題名が改められ、従来の生息数を増やす等の「保護」に加え、生息数を適正な水準に減少させる等の「管理」の考え方が盛り込まれるとともに、「管理」を実現するための措置として、新たに都道府県が主体となって行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」が創設された。同事業では、環境大臣が定める「指定管理鳥獣」²⁴について、都道府県が捕獲事業を行うための費用として 5 億円を計上し、事業費の最大 2 分の 1 以内を交付するとともに²⁵、平成 26 年度補正予算に 13 億円を計上し、事業費の最大 10 分の 9 以内を交付としている。

オ 漂流・漂着・海底ごみ対策

近年、外国由来のものを含む漂着ごみによる海岸機能の低下、環境・景観の悪化、船舶航行の妨げや漁業の被害などが生じている。平成 21 年には、海岸漂着物対策を強化するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）が成立し、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じることが国に義務付けられた。

これを受け、平成 21 年度以降、160 億円の基金を積んで対応してきており、平成

¹⁷ 「食品循環資源の再生利用等の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号）

¹⁸ 「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律第 97 号）

¹⁹ 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）

²⁰ 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年法律第 87 号）

²¹ 『循環経済新聞』（2015. 1. 1）

²² 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）

²³ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 26 年法律第 46 号）なお、同法の施行期日は、平成 27 年 5 月 29 日である（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令、平成 26 年 11 月 18 日閣議決定）。

²⁴ ニホンジカ及びイノシシが想定されている。

²⁵ 平成 27 年度予算では、特別交付税措置を要望している。

26 年度には事業の期限が切れる予定であった。しかし、地方自治体から支援継続を求める声が相次いだことから、平成 27 年度は、補助事業として 4.4 億円、平成 26 年度補正予算に 25 億円を計上し、従来の漂着ごみだけではなく、漂流・海底ごみについても対象を拡大し、地方自治体の処理・回収・発生抑制対策を支援することとした。

(3) 地球規模の環境課題への対応

ア 気候変動への対策

気候変動（地球温暖化）対策に関する予算に関しては、民間資金の活用により地域における低炭素化促進を促す「地域低炭素投資促進ファンド事業」に 46 億円、アジアにおける低炭素化を促し、二国間クレジット制度²⁶の活用を行う「一足飛び型発展の実現に向けた資金支援事業」に 72 億円が、それぞれ平成 26 年度と同額計上されるなど、従来からの取組が引き続き実施されている。

また、平成 25 年にフロン類の製造から回収・再生・破壊に至るまでのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を行うことを目的とする「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成 25 年法律第 39 号）が成立し、平成 27 年 4 月から施行されるため、その円滑な実施を目指して、「先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業」に 64 億円が計上された（一部、国土交通省、経済産業省連携事業）。

気候変動については、2015 年は大きな節目の年になる。年末にパリで開催される C O P 21 において、気候変動に関する 2020 年以降の新たな国際枠組みの合意が目指されており、2015 年 3 月までに温室効果ガスの削減目標を提示することが招請されているため、我が国としても実効性ある目標や枠組みの構築に向けた取組が求められている。こうした将来枠組みの設計に関する調査・分析等を行うため、1.4 億円が計上された。また、気候変動による影響の緩和策と並んで適応策が重要であることに鑑み、2015 年夏を目途に、環境省を中心に政府全体の適応に係る取組を「適応計画」として取りまとめる予定である。この適応計画の策定や地方自治体による適応計画の策定を支援するため、4.6 億円が計上されている。

このほか、国際的な長期目標である 2℃目標²⁷を達成するためには、今後数十年間で温室効果ガスを大幅に削減することが求められることから、C C S（二酸化炭素回収・貯留技術）を平成 32 年頃に実用化することを目指して、「二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業」等に 25 億円が計上された（一部、経済産業省連携事業）。

なお、第 189 回国会に、地球温暖化への適応に関する計画等について規定する「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（仮称）の提出が検討されている。

²⁶ 二国間クレジット制度とは、日本から途上国への温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を、測定・報告・検証方法論を適用し、定量的に適切に評価し、日本の排出削減目標の達成に活用する制度である。

²⁷ 産業革命前以降の地球平均気温の上昇幅を 2℃以内に抑えるという国際目標が掲げられている。

イ 生物多様性の保全

平成 22 年に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された、生物多様性の新戦略計画である「愛知目標」²⁸及び遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的なルールを定めた「名古屋議定書」²⁹に関する取組の強化が求められている。

平成 26 年 10 月に COP12 において愛知目標の達成状況の中間評価が行われた。その結果、愛知目標のいくつかの要素には大きな進展が見られたが、それ以外のほとんどの目標の達成には施策は十分でないとの結論が出され、更なる行動推進のための優先行動リストがまとめられた。これを受けて、日本でも対応が遅れている分野について取組を加速するため、「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月閣議決定）や関連指標の見直しを行うこととしており、生物多様性国家戦略推進費として 2,800 万円が計上された。また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」に名古屋議定書の可能な限り早期の締結と 2015 年までの国内措置の実施が掲げられていることを受け、名古屋議定書及びその国内措置を実施するための費用として、1,800 万円が計上された。

（４）オリンピック・パラリンピック大会に向けた取組

環境省は、平成 26 年 8 月に「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」を公表し、環境にやさしい五輪を実現し、世界最高水準の「環境都市東京」の実現を目指すとした。具体的には、大会施設への再生可能エネルギーの導入、移動に使う電気自動車（EV）や燃料電池バスに関する技術開発などを打ち出した。

こうしたオリンピックに向けた環境対策推進のための事業に 5 億円を計上し、都市の低炭素化の取組を促進するとともに、資源循環の推進や統一分別ラベルの導入による資源循環の推進を図ることとしている。また、国立公園や世界遺産などの保全・活用を進めることに加えて、オリンピックを契機に我が国を代表する自然景観地への誘致等を図るため、「日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進事業」に 6 億円を計上し、案内標識の多言語表記化や公衆トイレの洋式化を実施するなどして、訪日外国人の受入れ環境を整備することとしている。

2. 原子力規制関係予算の概要

平成 27 年度の原子力規制・防災対策に関する予算は、原子力規制委員会に 573 億円、内閣府に 140 億円が計上され、合計で対前年度比 6 %減の 713 億円となった。その内訳は、一般会計が 94 億円（対前年度比 101%）、エネルギー対策特別会計が 583 億円

²⁸ 「愛知目標」とは生物多様性保全のための世界目標であり、生物多様性条約の今後の方向性が定められ、20 の目標に沿って各国で取組が推進されている。

²⁹ 平成 26 年 10 月に「名古屋議定書」が発効したが、日本は国内体制が整っていないため、同議定書を締結できていない。

(同 99%)、東日本大震災復興特別会計 36 億円 (同 48%) である (表 2 参照)。

表 2 平成 27 年度原子力規制・防災対策予算の概要

【合計】			(単位：億円)	
組織	平成 26 年度 当初予算額	平成 26 年度補正 予算額	平成 27 年度予算	
			予算額	対前年度比
原子力規制委員会	618	28	573	△45 (93%)
内閣府 ^{※1}	141	90	140	△1 (99%)
合計	758	118	713	△46 (94%)

【一般会計】			(単位：億円)	
組織	平成 26 年度 当初予算額	平成 26 年度補正 予算額	平成 27 年度予算	
			予算額	対前年度比
原子力規制委員会	93	－	94	1 (101%)
内閣府 ^{※1}	－	90	－	－
合計	93	90	94	1 (101%)

【エネルギー対策特別会計】			(単位：億円)	
組織	平成 26 年度 当初予算額	平成 26 年度補正 予算額	平成 27 年度予算	
			予算額	対前年度比
原子力規制委員会	470	28	443	△27 (94%)
内閣府 ^{※1}	120	－	140	19 (116%)
合計	591	28	583	△7 (99%)

【東日本大震災復興特別会計 ^{※2} 】			(単位：億円)	
組織	平成 26 年度 当初予算額	平成 26 年度補正 予算額	平成 27 年度予算	
			予算額	対前年度比
原子力規制委員会	55	－	36	△19 (66%)
内閣府 ^{※1}	20	－	－	－ (0%)
合計	75	－	36	△39 (48%)

※1 原子力発電施設等の立地等自治体が講じる原子力防災対策への支援に係る経費は、内閣府(原子力防災)に計上されている。

※2 全て復興庁一括計上予算として東日本大震災復興特別会計に計上されている。

(注) 四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

(出所) 原子力規制委員会資料

原子力規制委員会は、平成 27 年度の重点分野として、①原子力規制の継続的改善、②原子力防災対策、放射線モニタリング体制の充実・強化、③原子力規制人材育成の強化、④国際連携・協力、保障措置の着実な実施の四つを掲げている。

また、平成 26 年度補正予算には 118 億円が計上されており、同予算は、主に平成 27 年度予算概算要求時の要求内容を一部前倒しした内容となっている。

(1) 原子力規制の充実・改善

原子力規制委員会は、新規規制基準³⁰に係る適合性審査を進めており、平成 27 年 2 月現在、14 原発 21 基から申請が出されている。その中で、九州電力川内原子力発電所 1・2 号炉については、平成 26 年 9 月に設置変更許可が決定され、地元の同意も取得しており、今後は、工事計画や保安規定の認可の手続きを経て、平成 27 年夏には再稼働

³⁰ 平成 25 年 7 月に発電用原子炉施設、同年 12 月に核燃料施設等の新規規制基準がそれぞれ施行された。

する見通しが強まっている³¹。また、関西電力高浜原子力発電所3・4号炉については、平成27年2月に設置変更許可が決定された。

このように、原子力規制委員会による新規制基準に係る適合性審査が進む中、原子力規制におけるシビアアクシデント対策、地震・津波対策、火山対策などについて、さらに取組を強化する必要があるため、平成27年度の重点分野の一つである原子力規制の継続的改善に関する事業については、平成26年度を上回る予算を計上している。具体的には、事業者が策定するシビアアクシデント対策等の安全審査に必要な技術的判断根拠等を整備し、規格基準類に反映する事業に11億円、新規制基準で明記された火山について、噴火予測可能性、噴火規模、影響範囲、モニタリング等について調査を実施し、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」³²への反映・策定を行うための事業に2.6億円が計上された。

平成24年11月に、東京電力福島第一原子力発電所が特定原子力施設として指定されたことを受け、平成25年8月には、原子力規制委員会が東京電力から提出された実施計画を認可し、同実施計画に基づき、監視を行っている。同発電所1～3号機では、炉心が損傷・溶融し、多量の燃料デブリが存在すると推測されていること、取り出し等において臨界の可能性も想定されることから、将来の燃料デブリの取り出しに向けて、安全に燃料デブリを輸送・管理することが同実施計画の中でも求められている。そのため、燃料デブリに対する臨界リスク評価基準や同評価基準の妥当性を検証するための事業に7.5億円が計上された。

（２）原子力防災対策の充実・強化

原子力防災体制の充実・強化を図るため、内閣府及び原子力規制委員会における大幅な人員の増強が図られている。具体的には、内閣府による原子力発電所の周辺地域の自治体の地域防災・避難計画策定等の支援対策に7名、原子力規制委員会による緊急時の判断に必要なモニタリング対策に1名、原子力規制委員会のオンサイト防災の対策に3名が措置されている。また、平成26年度補正予算では、内閣府において、避難計画の策定に対する支援ニーズに迅速かつ的確に対応する組織体制のために20名、原子力発電所の周辺地域における緊急時のモニタリング対策に5名が措置されている。原子力規制に係る体制強化も含めると、平成27年度予算及び平成26年度補正予算を合わせて53名の増員を確保している。

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会は、平成24年10月に新たに原子力災害対策指針を策定し、原子力災害対策重点区域の範囲を、従来の原発からおおむね10kmから30kmに拡大するとともに、緊急時の住民防護措置実施の判断基準設定や、原発からおおむね5km圏の住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布について盛り込むなど、原子力防災対策の強化を図った。同指針に基づき、原子力発電

³¹ 『読売新聞』（平27.2.6）

³² 平成25年6月に原子力規制委員会によって取りまとめられた、原子力発電所に影響を及ぼす火山を評価するための手順を示したものである。

所の立地道府県及び市町村は、原子力防災対策やモニタリング対策を講じることが求められている。こうした地方自治体の取組を支援するため、例えば、緊急時の通信機器や放射線測定器・防護服の整備等をするための事業に 121.7 億円が計上されている。また、平成 26 年度補正予算では、原子力発電所の周辺地域において、入院患者や高齢者などの要援護者等の一時的屋内退避場所を確保するため、病院等に放射線防護対策を実施する費用として 90 億円が計上された。

（３）原子力規制人材育成の強化等

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力の安全規制に携わる人材の専門能力・現場対応能力の向上が求められている。また、原子力規制委員会は、平成 26 年 6 月に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を決定し、若手や中途採用の職員を含めた人材育成の抜本強化に向けた取組を実施することとしている。これらを踏まえ、職員に対してより実践的な研修を行い、原子力規制人材の育成を強化するため、「原子力安全研修事業」に 1.6 億円が計上されている。

また、平成 26 年度補正予算では、原子力規制庁の職員の専門能力向上のため、発電炉に近い挙動を模擬できる研究用のプラントシミュレーターを開発・整備するための費用として 15.8 億円が計上された。

その他、国内にある核物質が核兵器に転用されていないことについて、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の確認を得ることが義務付けられていることから、ＩＡＥＡへの申告や原子力施設等への視察を実施する費用として、31.6 億円が計上されている。

おわりに

環境省においては、平成 27 年度も引き続き、震災からの復興が大きな課題となっている。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染土壌等の除染事業が山場を迎えることから、適正かつ確実に予算を執行するとともに、中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物の最終処分場の候補地選定などについては、地元自治体との信頼関係を構築した上で、丁寧に進めていく必要がある。

そのほか、従来から同省の課題である地球規模の環境問題についても中長期的な視点に立って着実に取り組むことが求められている。中でも、気候変動対策は新たな国際枠組みの構築に向けて、水銀対策は新たな条約の発効に向けて、日本がどのように国内対策を強化し、国際交渉でいかにリーダーシップを発揮できるかが問われている。

一方、原子力規制委員会については、新規制基準に係る適合性審査が進む中、審査体制の充実、原子力規制に関する不断の見直し、そして安全研究の推進が重要である。また、原子力防災については、放射線モニタリングや防災施設の整備だけではなく、原子力防災に関する人材の育成・確保などを含めたハード・ソフト両面において、より一層取組を強化していくことが求められる。

（なかの かおり）